

分担金・拠出金の名称	野生動植物取引規制条約(CITES)信託基金拠出金	平成28年度 予算額	80,340千円	総合 評価	C
拠出先の国際機関名	野生動植物取引規制条約事務局				
国際機関の概要	・本条約(ワシントン条約)は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的とし、1973年にワシントンで採択、1975年に発効した。締約国は181か国及びEU(2016年3月現在)：ただし、EUの加入を認める条約改正については、我が国は未受諾)。 ・本事務局は、条約の実施・運営を促進する役割を持ち、締約国会議や常設委員会での決定に従い、条約の実施に関わる業務、途上国の能力構築事業、予算管理等の条約実施運営業務の支援全般を行う。事務局はジュネーブ(スイス)に所在。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		・ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を国際取引の規制を通じて達成する目的で1975年に発効した、野生動植物保護のための主要な条約であり、約35,000種の動植物が保護の対象となっている。 ・特に近年、野生動植物の違法取引に対する対策が国際社会において注目を集めており、各種決議等を締約国会議で採択する等を通じて、保護対象種に係る共通の国際的な規範作りに貢献している。 ・また、その他国際機関とも協力し、ワシントン条約事務局の有する知見を提供することで、国際社会における実効的な野生動植物保護の施策の推進にも貢献しているところ、その影響力も大きい。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		・環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 ・我が国は、野生動植物の保護については、科学的データに基づいた「持続可能な利用」の考えに立った措置がとられることが重要と考えており、絶滅危惧種の附属書掲載及び決議等の検討の際に我が国の立場を適切に反映させるよう努めている。 ・上記目的のため、米国に次ぐ第2位の拠出国として、常設委員会の地域代表等の地位を確保するよう努めつつ、また、締約国会議の議論にも参加し、我が国の立場が効果的に反映されるよう努めつつ、絶滅危惧種や遵守措置に関する報告等の条約及び決議上の義務や課題を遵守している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		・ワシントン条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。また、締約国会議と締約国会議の間の年には、常設委員会においても行財政に係るチェックを受けている。 ・事務局の会計状況については、条約事務局のHPにおいて公開されており、透明性が確保されている。 ・我が国は、締約国会議の場において、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう、その意思決定に参画している。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		・条約事務局には、現在29名の職員がおり、そのうち幹部職員は1名である。 ・長らく邦人職員がいなかったが、約4年前に1名が採用され、知識管理・アウトリーチ・サービス課の調整官として勤務。同人は、2016年1月から同課の課長に昇進している。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		本条約において以下のPDCAを確保。 ①計画段階(Plan)：締約国会議において、3か年の事業計画及び予算案を審議、決定。 ②実施段階(Do)：事務局において、上記決定に基づき、各国からの資金拠出を確保し、計画を実施する。 ③評価段階(Check)：締約国は報告書等に基づき運営・活動を評価。 ④フォローアップ(Act)：常設委員会や締約国会議において、運営における改善を提案。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				